

広島県の子ども元気いっぱいキャラクター「イクちゃん」着ぐるみ 及びベビールームPR用品等使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県の子ども元気いっぱいキャラクター「イクちゃん」の着ぐるみバルーン(以下「着ぐるみ」という。)及び「イクちゃん」ベビールーム用パネル、のぼり等(以下「ベビールームPR用品」という。また、「着ぐるみ」と「ベビールームPR用品」を合わせて「着ぐるみ等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 着ぐるみ等を使用する者(以下「使用者」という)は、あらかじめ、「イクちゃん」着ぐるみ使用申請書(様式第1号)、または「イクちゃん」ベビールームPR用品等使用申請書(様式第2号)に必要な書類を添付して、別表に記載する着ぐるみ等管理者(以下「管理者」という)に提出し、その許可を受けなければならない。

(貸与の許可)

第3条 管理者は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ等の使用を許可する。

- 1 着ぐるみ等の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- 2 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- 3 その他、管理者が着ぐるみ等の使用について適当でないと認めるとき。

2 前項の許可は、「イクちゃん」着ぐるみ等使用許可書(様式第3号)または「イクちゃん」ベビールームPR用品等使用許可書(様式第4号)をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第4条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 許可された用途のみに使用すること。
- 2 使用期間を遵守すること。
- 3 着ぐるみ返却時には、「イクちゃん」着ぐるみ使用状況報告書(様式第5号)を提出すること。
- 4 その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(貸与許可の取消)

第5条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用者に損害が生じても管理者はその責めを負わない。

(原状復帰)

第6条 着ぐるみ等を汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第7条 着ぐるみ等の使用により使用者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第8条 この規程に定めるものの他、着ぐるみ等の取扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成22年12月13日から施行する。

附則

この規程は、平成28年8月31日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

着ぐるみ等管理者	管理する着ぐるみ等
広島県子供未来応援課長	イクちゃん着ぐるみ ・ 屋内用2体(A, B) ・ 屋外用1体(C)
公益財団法人ひろしまこども夢財団理事長	ベビールーム用品 ・ パネル(大) ・ パネル(小) ・ のぼり